

(仮称) 吾妻高原風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年 7 月

合同会社吾妻高原ウィンドファーム

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年5月16日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1] 参照

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和元年5月16日（木）付 福島民報社、福島民友社、山形新聞社

※令和元年5月24日（金）、25日（土）及び6月1日（土）に開催する説明会についての公告を含む

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ [別紙2] 参照

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・福島市 市政だより 令和元年5月号 No.835（令和元年5月1日発行）
- ・米沢市 広報よねざわ 2019.5.15 No.1568（令和元年5月15日発行）

③ インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」が掲載された。

- ・福島県のウェブサイト [別紙3-1] 参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-14.html>

- ・山形県のウェブサイト [別紙3-1] 参照

https://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenergy/050011/kankyoeikyohyoka/publicfolder200606212254768027/tetuzuki/h06_azumakougen.html

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 [別紙3-2] 参照

www.jre.co.jp_news_20190516.html

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・福島県庁：福島県福島市杉妻町 2-16 福島県庁西庁舎 8 階 生活環境部環境共生課
- ・福島市役所環境保全係：福島市桜木町 8 番 13 号 旧児童文化センター内
- ・福島市役所吾妻支所：福島市笹木野字折杉 41 番地の 1
- ・米沢市役所：山形県米沢市金池 5 丁目 2 番 25 号 米沢市役所 4 階 環境生活課
- ・板谷集会場：山形県米沢市大字板谷 315

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社 吾妻高原ウィンドファーム ホームページ
www.jre.co.jp_news_20190516.html

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年 5 月 16 日（木）から令和元年 6 月 17 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く開庁日）
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数及び意見書提出者数

縦覧名簿への記入者数は 4 名、意見書の提出者数は 2 名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
[別紙 1]、[別紙 2]、[別紙 3-1]、[別紙 3-2] 参照

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和元年 5 月 24 日（金）18:00～20:00

- ・開催場所：福島市吾妻学習センター（福島市笹木野字折杉 41 番地の 1）
- ・来場者数：2 名

② 令和元年 5 月 25 日（土）10:00～12:00

- ・開催場所：福島市吾妻学習センター（福島市笹木野字折杉 41 番地の 1）
- ・来場者数：1 名

③ 令和元年 6 月 1 日（水）13:30～15:00

- ・開催場所：米沢市板谷集会場（山形県米沢市大字板谷 315）
- ・来場者数：11 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年 5 月 16 日（木）から令和元年 7 月 1 日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函 [別紙 4] 参照
- ② 連絡先への書面の郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 2 通、意見の件数は、16 件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく、環境影響評価準備書について環境の保全の見地から提出された意見は16件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は無かった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（1）

<動物（12件）>

神奈川県川崎市麻生区A氏

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
1	■P797 重要な哺乳類（コウモリ類）への影響予測（ブレードタワーへの接近接触）について P797「通過事例数が12,741回と多いこと、ブレード回転域以下の設置高さ10mより設置高さ42mで多く確認されたことから、ブレード・タワーへの接近・接触の可能性が考えられる。しかしながら、いずれも概ね風速5m/sまでの出現であり、そのうちの大半が0～3m/sに出現が集中していることから、ブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測する。ただし、コウモリ類へのブレードへの衝突による死亡事例のほか、ブレードへの接近に伴う減圧症と考えられる死亡事例も確認されていることから、予測に不確実性を伴う。」とある。 仮に「いずれも概ね風速5m/sまでの出現であり、大半が0～3m/sに出現が集中している」として、なぜ「ブレード・タワー等などへの接近・接触に係る影響は小さい」と言えるのか？理論が飛躍しており、意味が通じない。科学的根拠を述べよ。	重要なコウモリ類（周波数帯域：10～30kHz）の通過事例数は、調査期間中12,741回が確認されていますが、そのうち設置高度10mで4,779回確認されており、設置高度42mでは7,962回が確認されています。 コウモリ類がブレードに衝突するリスクを考慮した場合、風速が5m/sの場合と比較して、風速0～3m/s（カットイン風速以下）においては、ブレード先端の移動速度は小さくなると考えられるため、コウモリ類がブレードに接触する可能性は低いものと予測しました。
2	■P797 重要な哺乳類（コウモリ類）への影響予測（ブレードタワーへの接近接触）について 影響予測（ブレードタワーへの接近接触）について、「通過事例数が12,741回と多いこと、ブレード回転域以下の設置高さ10mより設置高さ42mで多く確認されたことから、ブレード・タワーへの接近・接触の可能性が考えられる。しかしながら、いずれも概ね風速5m/sまでの出現であり、そのうちの大半が0～3m/sに出現が集中していることから、ブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測する。ただし、コウモリ類へのブレードへの衝突による死亡事例のほか、ブレードへの接近に伴う減圧症と考えられる死亡事例も確認されていることから、予測に不確実性を伴う。」とある。 上記の予測には、「バットストライクはカットイン風速（本事業の場合は3.5m/s）以下では発生しない」という前提が隠れているが、実際には「カットイン風速（3.5m/s）以下」であっても、風車は回転するので、コウモリは死ぬ（※）。 つまり『低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）』を実施しないかぎり「バットストライクはカットイン風速（3.5m/s）以下では発生しない」という前提は成立しない。※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010	上記のとおり、コウモリ類がブレードに衝突するリスクを考慮した場合、風速が5m/sの場合と比較して、風速0～3m/s（カットイン風速以下）においては、ブレード先端の移動速度は小さくなると考えられるため、コウモリ類がブレードに接触する可能性は低いものと予測しました。 しかしながら、現時点でバットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、バットストライクの事後調査を実施することとしております。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、ご教示頂きました文献も参考に今後最新の知見の収集に努め、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討いたします。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（1） つづき

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
3	■P797 重要な哺乳類（コウモリ類）への影響予測（ブレードタワーへの接近接触）について 影響予測（ブレードタワーへの接近接触）について、「通過事例数が 12,741 回と多いこと、ブレード回転域以下の設置高さ 10m より設置高さ 42m で多く確認されたことから、ブレード・タワーへの接近・接触の可能性が考えられる。しかしながら、いずれも概ね風速 5m/s までの出現であり、そのうちの大半が 0～3m/s に出現が集中していることから、ブレード・タワー等への接近・接触に係る影響は小さいものと予測する。（後略）」とある。 仮に、『カットイン以下の低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）』を実施したとしても、『概ね風速 5m/s までの出現』のうちの『残された大半』、つまり『<u>風速 3.5m/s～5.0m/s まで</u>』に出現するコウモリ類に対しては、<u>影響（死亡する可能性）が依然残ったままだ</u>。よって「影響が小さい」とは言えない。	上記のとおり、コウモリ類がブレードに衝突するリスクを考慮した場合、風速が 5m/s の場合と比較して、風速 0～3m/s（カットイン風速以下）においては、ブレード先端の移動速度は小さくなると考えられるため、コウモリ類がブレードに接触する可能性は低いものと予測しました。 しかしながら、現時点でバットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、バットストライクの事後調査を実施することとしております。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討いたします。
4	■P797 重要な哺乳類（コウモリ類）への影響予測（ブレードタワーへの接近接触）について、「通過事例数が 12,741 回と多いこと、ブレード回転域以下の設置高さ 10m より設置高さ 42m で多く確認されたことから、ブレード・タワーへの接近・接触の可能性が考えられる。（中略）ただし、コウモリ類へのブレードへの衝突による死亡事例のほか、ブレードへの接近に伴う減圧症と考えられる死亡事例も確認されていることから、予測に不確実性を伴う。」とある。なぜ、「コウモリ類へのブレードへの衝突による死亡事例のほか、ブレードへの接近に伴う減圧症と考えられる死亡事例も確認されていること」により「<u>予測に不確実性を伴う</u>」のか？論理が曖昧で、意味が分からない。 事業者は「予測の不確実性」を根拠に「保全措置をしない（＝事後調査のあとまで引き延ばす）」つもりかもしれないが、仮にそうならば、発電所アセス省令にある、「環境保全措置」と「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	上記のとおり、コウモリ類がブレードに衝突するリスクを考慮した場合、風速が 5m/s の場合と比較して、風速 0～3m/s（カットイン風速以下）においては、ブレード先端の移動速度は小さくなると考えられるため、コウモリ類がブレードに接触する可能性は低いものと予測しました。 しかしながら、現時点でバットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、バットストライクの事後調査を実施することとしております。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討いたします。 なお、環境保全措置と事後調査の考え方は以下のとおりです。 ＜環境保全措置＞ 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置を検討するものとする。 ＜事後調査＞ 事後調査については、発電所アセス省令第 31 条第 1 項第 1 号～第 4 号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。 第 1 号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目

		について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。 第2号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。 第3号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している。 第4号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。
5	■P797 事業者の調査結果を鑑みれば、「コウモリ類への影響がある」のは定性的にも定量的にも明らかであり、「影響が小さい」とは言えない。布引高原の事故を踏まえれば、本事業地においてもヒナコウモリの大量死が発生する可能性は否定できない。事業者の予測は主観的で、自己中心で、楽観的だ。	重要なコウモリ類（周波数帯域：30～60kHz）については、設置高さ 42m より設置高さ 10m で多く確認されたこと、重要なコウモリ類（周波数帯域：60～100kHz）については、通過事例数が 32 回と少ないこと、ブレード回転域に含まれる設置高さ 42m での確認はなく、ブレード回転域以下の設置高さ 10m でのみの確認であることから、影響は小さいものと予測しております。 また、重要なコウモリ類（周波数帯域：10～30kHz）についても、ブレードに衝突するリスクを考慮した場合、風速が 5m/s の場合と比較して、風速 0～3m/s（カットイン風速以下）においては、ブレード先端の移動速度は小さくなると考えられるため、コウモリ類がブレードに接触する可能性は低いものと予測しました。 しかしながら、現時点でバットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、バットストライクの事後調査を実施することとしております。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討いたします。
6	■事業者の調査結果を鑑みれば、「コウモリ類への影響がある」のは定性的にも定量的にも明らかであり、「影響が小さい」などとは必ずしも言えない。P316 コウモリ類の専門家も指摘しているとおり、事業者は、コウモリ類の保全措置として、低風速時におけるフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うべきだ。専門家の意見を無視した合理的根拠を述べよ。	上述のとおり、影響は小さいものと予測しておりますが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、改めて専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討することとしております。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（1） つづき

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
7	■「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。予測及び保全措置は安全側で実施して頂きたい。※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher.2010	バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多く、そのため、効果的な環境保全措置も知見が少ないものと考えております。 ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討することとしております。
8	■コウモリ類の保全措置として、「カットイン風速(3.5m/s)以下」のフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）だけでは足りない。なぜなら事業者の調査によれば、当該地でコウモリは風速 5m/s まで活動しているからだ。よって、コウモリの保全措置として、コウモリの活動量が多い「風速 5m/s 以下」でフェザリングを行うこと。	ブレードへの接触に係る影響は小さいものと予測しましたが、バットストライクの実態や要因については未解明な部分が多いことから、予測結果には不確実性を伴うと考えております。そのため、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な環境保全措置を検討することとしております。
9	■コウモリ類の事後調査について コウモリの事後調査は「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。	バットストライクの事後調査において、すべての風力発電機について、死骸の有無を確認する調査を実施します。その際に死亡数や気象条件については把握できるものと考えております。 事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、最新の知見の収集に努めつつ、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な保全措置を検討することとしております。ナセルに自動録音バットディテクターを設置する調査についてもその際に検討いたします。
10	■コウモリ類の死骸探索調査について 毎週死骸探索を行うことは評価される。「保全措置（フェザリング）を実施する風車」と「保全措置（フェザリング）を実施しない風車」で効果を比較すること。	バットストライクの事後調査において、すべての風力発電機について、死骸の有無を確認する事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて効果的な保全措置を検討することとしております。 「保全措置（フェザリング）を実施する風車」と「保全措置（フェザリング）を実施しない風車」との効果の検証についてもその際に検討いたします。
11	■コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（両生・爬虫・哺乳類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	バットストライクの事後調査は、基本的には専門的な知識を有している調査員が実施します。保守管理作業員が実施する場合には事前に調査手順等を詳細に伝えた上で実施するようにいたします。
12	■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	意見書の内容は要約せず全文公開いたします。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解（2）

<総論（1件）、事業計画（2件）、動物（1件）>

福島県福島市 B 氏

No.	一般（住民等）の意見の概要	事業者の見解
13	本事業地は吾妻連峰北端に位置し、静寂かつ、優れた自然環境を有する地域に隣接することから、その利用においては、綿密な調査と慎重な対応が不可欠であると思います。一方、再生可能エネルギーの開発と移行は持続的発展にとっても重要であり、かつて、農業用地として開発されて本地域の有効利用については全市的な課題であり、具体的な事業推進手法が再生可能エネルギー開発のモデルとなるよう努力いただきたい。その上においては、防災面、景観への配慮、さらには、野生動植物への対応等多岐に亘る課題や現状を明らかにするとともに、広く公開し、多様な意見を取り入れることも必要ではないかと思われます。環境影響評価法による公開に留まらず、新聞、テレビ等、マスメディアへの公表が望まれます。なお、具体的な意見は以下の通りであります。	環境影響評価法による情報の公開にとどまらず、地域の方々への説明会の開催等、多様な意見を取り入れることを心掛けております。今後も引き続き、説明会を実施致します。 防災面、景観への配慮、さらには、野生動植物への対応等多岐に亘る課題や現状を的確にお伝えできるよう、新聞やテレビ等を通じた公表も検討致します。
14	今回の準備書においては、大型猛禽類調査を始め、長期に亘る調査とその結果が公表されておりますが、影響や具体的対策については、楽観的な内容に感じられます。特に、防災面については、100mm 前後のいわゆる「ゲリラ豪雨」が頻発する中、前提となる想定雨量等の数値の設定とその具体的対策は見られません。 また、具体的対策（数値的）がない中で、砂防指定地内への風力発電機設置（4基：10号～12号・16号）が予定されており、今後の「評価書」段階の過程においては、詳細な検討を頂きたい。その上において、防災面での課題が解決できない場合は計画変更も含めて頂きたい。	一般的に、本事業のエリアでの開発計画にあたっては、10年確率・10分雨量、降雨強度 110mm/hr（なお、道路設計（側溝等の計算の場合）は、3年確率・10分雨量で 79mm/hr）で設計します（福島降雨強度式）。具体的な想定雨量等の数値につきましては、詳細な設計にあたり今後行政と適切に協議して参ります。 本件の場合、風車サイト毎に区切られた範囲の造成となること、周囲に自然の草木が生い茂って裸地ではなく自然由来の堆砂機能があることから、雨量の流出量が現況から大きく変化することはないと考えております。 また、進入路・サイト造成中の土砂流出防止対策として沈砂池を設け、合わせて土砂流出防止柵（しがら柵）を設置致します。また、伐採木の枝葉の一部を利用した粗朶柵の設置も有効と考えております。 「砂防指定地」での風力発電所の建設について、工事着工前に、(1)砂防指定地内行為許可、および、(2)占用許可のための申請が必要です。評価書においては、検討結果について掲載します。
15	さらには、西部区域（9基）については、IBA 地域等の隣接することから、風力発電機設置基数を極力少なくすることが望ましく、3500kW 級以上（4000kW であれば半数）への変更も検討いただきたい。	今回頂いた意見や、今後実施される審査結果を踏まえ、本事業による環境影響をより低減できるよう検討を行います。
16	加えて、イヌワシの飛翔も確認されている等、多くの猛禽類の生息していることから、旋回可能な監視カメラ等の設置を含め、的確な事後調査を実施頂きたい。かつて、岩手県内においては、イヌワシの衝突も発生していることから、リアルタイムでの調査監視が必要と考えます	イヌワシについては、当該地域への飛来状況を確認するための事後調査を稼働後1年間実施することとしております。調査後は専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断することとしておりますが、事後調査の状況によっては、頂いたご意見も参考に検討いたします。

①日刊新聞紙における公告

福島民報社、福島民友社、山形新聞社（令和元年 5 月 16 日（木））

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。 一、事業者の名称 合同会社吾妻高原ウィンドファーム 代表者の氏名 代表社員 合同会社 JRE エキイティホールディングス 一 号 職務執行者 中川 隆久 主たる事務所の所在地 福島県福島市栄町一〇番四号 エスケー栄町ビル III 二、対象事業の名称 (仮称)吾妻高原風力発電事業 種類 風力(陸上) 規模 最大総出力三万二千キロワット (風力発電機の基数 十六基) 三、対象事業実施区域 福島県福島市李平地内外 四、関係地域の範囲 福島県福島市、山形県米沢市 五、縦覧場所 福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課、福島市役所環境部環境課環境保全係、福島市吾妻支所、米沢市役所四階環境生活課、米沢市板谷集会所 期間 二〇一九年五月十六日(木)から 同年六月十七日(月)まで 時間 土・日・祝日を除く開庁日の午前八時三十分から午後五時十五分まで 電子縦覧 http://www.jre.co.jp/news/ 期間及び時間 二〇一九年五月十六日(木)午前零時から 同年六月十七日(月)二十四時まで 六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、二〇一九年七月一日(月)までに左記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。 七、住民説明会の開催を予定する場所・時間 一、場所 吾妻学習センター 二階研修室 (福島県福島市笹木野字折杉四一番地の二) 日時 二〇一九年五月二十四日(金)午後六時から午後八時 二〇一九年五月二十五日(土)午前十時から午後零時 二、場所 米沢市板谷集会所(山形県米沢市大字板谷三二五) 日時 二〇一九年六月一日(土)午後一時三十分から午後三時 八、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 (担当 伊東・鈴木) 〒一〇六・〇〇三二 東京都港区六本木六丁目二番三十一号 電話 〇三六四・五五・四九〇〇 土・日・祝祭日を除く、午前十時から午後四時三十分まで	
--	--

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

(福島市 市政だより 令和元年 5 月号 No.835 (令和元年 5 月 1 日発行))

国・県などからのお知らせ

催し
市梨平地区周辺に計画されている風力発電事業に関する環境影響評価の準備書の縦覧と説明会

●環境影響評価法に基づく準備書の縦覧
時 5月16日～6月17日(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分) 場 県環境共生課、市環境課、環境保全係(旧市

児童文化センター内、吾妻支所
●説明会
時 5月24日(金)午後6時～8時
2 5月25日(土)午前10時～正午
場 吾妻学習センター研修室
意見受付期限/7月1日(月)
問合せ 社会福祉高専ウインドファーム ☎03-6455-4900

募集



市営住宅入居者募集

募集する住宅/天王原団地ほか
受付期間/5月7～20日
抽選会/5月24日(金)
入居開始/6月5日(水)
※申し込みがなかった住宅は5月27日(月)に発表。6月3日(月)から随時募集。
※特別市営住宅(中堅所得者向け)は空き住戸のみ随時募集中。
問 建築住宅課 ☎525-3757

市内大学・短期大学への合同進学相談会

時 5月8日(水)午後4時～6時30分
場 アオウゼ 内 ふくしま市産官学連携プラットフォームによる本市初の「合同大学研究セミ

産官学が連携した本市初の合同企業説明会

時 5月18日(土)午後1時30分～4時30分 場 福島学院大学・同短期大学部福島駅前キャンパス
対 令和元年度大学・短期大学卒業予定者か一般求職者
問 ふくしま市産官学連携プラットフォーム事務局(桜の聖母短期大学企画室) ☎534-7137

福祉団体の事業費を補助します

内 市社会福祉基金では福祉団体の活動を支援するため、事業費を補助します。
申請期間/5月15日～6月28日

アメリカシロヒトリ防除機器の無料貸出

町内会などが行うアメシロ防除活動に対して貸出します。
貸出期間/5月20日(月)～9月30日(月)

貸出品/薬剤散布機、高枝切りばさみ(3m、6.5m)

方 電話又は直接申込み
他 アメシロの幼虫が樹木の葉に作る巣網を枝葉ごと処分するのが最も効果的な防除方法です。放置すると近隣に迷惑をかける場合があります。一人一人の防除に対する意識が重要です。

申請 環境生活課環境担当 環境影響評価準備書

福島市内で計画されている風力発電所に関する環境影響評価準備書の縦覧及び説明会を行います。なお、環境影響評価準備書に対し、意見書を提出することができます。

【縦覧】

期 5月16日(木)～6月17日(月)

場 環境生活課、板谷集会所

【説明会】

日 6月1日(土)13時30分

場 板谷集会所

意見書受付期間/5月16日(木)～7月1日(月)

提出方法/板谷集会所の意見書箱に投函するか意見書提出先に郵送してください。

意見書提出先/ (会) 吾妻高専ウインドファーム

〒960-8031 福島県福島市栄町10-4

問 (会) 吾妻高専ウインドファーム ☎03-6455-

4900又は環境生活課環境担当

その他

経済センサス基礎調査を実施します

調査対象/市内全ての事業所・企業

調査期間/6月～11月

調査方法/調査員が現地で事業所の活動状態などを外観により確認します。なお、調査票は、新たに把握した事業所など、一部の事業所にのみ配布いたします。

他 外観などにより判断ができない場合、事業所や近隣の皆さんにお尋ねする場合がありますので、ご

(米沢市 広報よねざわ 2019.5.15 No.1568 (令和元年 5 月 15 日発行))

○インターネットによる「お知らせ」
(福島県のウェブサイト)

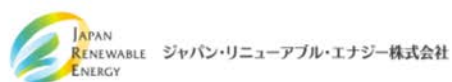
準備書	公告日	令和元年5月16日 事業者ホームページ http://www.jre.co.jp/news/	
	縦覧期間	令和元年5月16日～令和元年6月17日	
	縦覧場所	福島県庁生活環境部環境共生課、福島市役所環境部環境課環境保全係、福島市吾妻支所、米沢市役所環境生活課、米沢市板谷集会所	
	意見書提出期間	令和元年5月16日～令和元年7月1日	
	説明会の開催	日時	(1)令和元年5月24日 午後6時から午後8時まで (2)令和元年5月25日 午前10時から正午まで (3)令和元年6月1日 午後1時30分から午後3時まで
		場所	(1)(2)とも吾妻学習センター二階研修室（福島市笹木野字折杉41の1）、 (3)米沢市板谷集会所（山形県米沢市大字板谷315）
	意見数		
	公聴会の開催	-	
	福島県環境影響評価審査会	開催日	
	知事意見	通知日	

(山形県のウェブサイト)

準備書	公告日	令和元年 5月16日（木）
	縦覧期間	令和元年 5月16日（木）から令和元年 6月17日（月）まで
	縦覧場所	福島県庁環境共生課／福島市役所環境課／福島市吾妻支所／米沢市役所環境生活課／米沢市板谷集会所
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト (http://www.jre.co.jp/news/)
	説明会	令和元年 5月24日（金） 午後6時から午後8時 5月25日（土）時 午前10時から午後0時 吾妻学習センター 令和元年 6月1日（土） 午後1時30分から午後3時 米沢市板谷集会所
	一般意見提出期限	令和元年 7月1日（月）
	審査会	
	知事意見	

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

【環境影響評価準備書の縦覧について その1】



EN

JP

お問い合わせ

企業情報

事業案内

地域と社会への貢献

発電所一覧

ニュース

採用情報



HOME > ニュース > ニュース 2019

2019年5月16日

事業

(仮称) 吾妻高原風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

当社と一般財団法人ふくしま未来研究会及び信夫山福島電力株式会社の共同出資会社である、合同会社吾妻高原ウィンドファームは、環境影響評価法に基づき、「(仮称) 吾妻高原風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を令和元年5月15日付で経済産業大臣に届け出るとともに、福島県知事、山形県知事、福島市長、米沢市長へ送付しました。

準備書について、下記のとおり、縦覧の実施及び説明会を開催します。

準備書の縦覧について

縦覧場所・時間	福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課 福島市役所環境部環境課 福島市役所環境部環境課環境保全係 福島市吾妻支所 米沢市役所四階環境生活課 米沢市板谷集会所
縦覧期間	令和元年5月16日(木)～令和元年6月17日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝祭日等の閉庁日を除く。)

> ニュース 2019

> ニュース 2018

> ニュース 2017

> ニュース 2016

> ニュース 2015

> ニュース 2014

> ニュース 2013

【環境影響評価準備書の縦覧について その2】

インターネットによる縦覧

※Windows10、Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）で、且つ当社のwebサイト上でのみ閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

■ 準備書

表紙目次 [PDF](#)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [PDF](#)

第2章 対象事業の目的及び内容 [PDF](#)

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況 [PDF](#)

3.2 社会的状況 [PDF](#)

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 [PDF](#)

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 [PDF](#)

第6章 方法書についての意見と事業者の見解 [PDF](#)

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告 [PDF](#)

第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 [PDF](#)

第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言 [PDF](#)

第10章 環境影響評価の結果

10.1.1 大気環境

1. 大気質（窒素酸化物） [PDF](#)

2. 大気質（粉じん等） [PDF](#)

3. 騒音 [PDF](#)

4. 超低周波音 [PDF](#)

5. 振動 [PDF](#)

10.1.2 水環境（表流水） [PDF](#)

10.1.3 その他の環境

1. 風車の影 [PDF](#)

2. 電波障害 [PDF](#)

3. 地下水 [PDF](#)

【環境影響評価準備書の縦覧について その3】

- 10.1.4(1) [動物](#) [PDF](#)
- 10.1.4(2) [動物](#) [PDF](#)
- 10.1.5 [植物](#) [PDF](#)
- 10.1.6 [生態系](#) [PDF](#)
- 10.1.7 [景観](#) [PDF](#)
- 10.1.8 [人と自然との触れ合いの活動の場](#) [PDF](#)
- 10.1.9 [廃棄物等](#) [PDF](#)
- 10.2 [環境の保全のための措置](#) [PDF](#)
- 10.3 [事後調査](#) [PDF](#)
- 10.4 [環境影響の総合的な評価](#) [PDF](#)

第11章 [環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#) [PDF](#)

第12章 [その他環境省令で定める事項](#) [PDF](#)

■ [第3章、第8章、第10章の非公開情報について](#) [PDF](#)

■ [資料編](#) [PDF](#)

■ [要約書](#) [PDF](#)

意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

※意見書に記載の個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用致しません。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和元年7月1日（月）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部宛（担当 伊東・鈴木）

（令和元年7月1日（月）当日消印有効）

■ [意見書用紙](#) [PDF](#)

【環境影響評価準備書の縦覧について その4】

意見書の記載事項

- 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- 意見書の提出の対象である準備書の名称
- 準備書について、環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

準備書の説明会を開催する場所及び日時

- 福島市吾妻学習センター 二階研修室（福島県福島市笹木野字折杉41番地の1）
日時：令和元年5月24日（金）午後6時～午後8時
令和元年5月25日（土）午前10時～午後0時
- 米沢市板谷集会所（山形県米沢市大字板谷315）
日時：令和元年6月1日（土）午後1時30分～午後3時

お問い合わせ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（担当 伊東・鈴木駿康）

電話 03-6455-4900

（土・日・祝祭日を除く、午前10時～午後4時30分）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
Japan Renewable Energy Corporation

 お問い合わせ

© 2016 Japan Renewable Energy Corporation

[| サイトマップ](#) | [| サイトポリシー](#) | [| プライバシーポリシー](#) |

○ご意見記入用紙

「(仮称) 吾妻高原風力発電事業 環境影響評価準備書」

閲覧用紙

ご住所

ご氏名

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4サイズ）の用紙をお使い下さい。